

北海道立衛生研究所報投稿規程

北海道立衛生研究所報への投稿に関し必要な事項を定める。

1 投稿資格

投稿者は本所職員（職員であった者を含む.）に限る。ただし共著者はこの限りでない。

2 掲載する内容

北海道立衛生研究所において行った研究・調査の業績を、次の区分で掲載する。

- | | |
|------------|--|
| (1) 総説 | 著者の研究成果を中心にまとめたものとする。 |
| (2) 研究報告 | 有意義な新知見を含むものとする。 |
| (3) 調査報告 | 調査結果をまとめたものとする。 |
| (4) ノート | (2)または(3)にまとめ得ないが、新知見や価値あるデータを含むものとする。 |
| (5) 資料 | (2)～(4)にまとめ得ないが、資料的価値があるもの。 |
| (6) 他誌発表論文 | 過年度に学術論文誌に発表したものとする。 |
| (7) 著書等 | 過年度に発行した著書、雑誌に発表した解説などとする。 |
| (8) 報告書等 | 過年度に発行したものとする。 |
| (9) 学会発表 | 過年度に学会に発表したものとする。 |

3 原稿の提出方法

原稿は、所属部長を経て所報編集委員会（以下「委員会」という.）に提出する。

4 原稿の審査等

原稿は委員会において審査し、採否及び掲載区分を決定する。また、必要に応じて内容の一部訂正あるいは検討を求める場合がある。

5 原稿作成要領

原稿の作成要領は、委員会において別途定める。